

秋の運動を全会員の参加で成功させよう！ 署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2015年9月28日（月）発行

No.154

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

全県事務局員交流会が行われました

9月7日～8日、蒲郡にて全県事務局員交流会が行われました。一日目は、倉敷民商事件で不当な勾留が続いていた禰屋町子さんが、事件への率直な思いや、民商への思いを話されました。また、元事務局員の下山修二さんが国税局査察の経験を語られ、若手事務局員らは普段聞くことのできない話に熱心に耳を傾けていました。

分散会では、「拡大」「要求」「組織」に分かれてそれぞれ意見を交換し合いました。初めて事務局員交流会に参加した竹田事務局員は、「日常業務では接する機会のない方の考えや思いを知ることができ、勉強になった」と感想を話しました。

倉敷民商の
禰屋町子さん



署名とカンパを
手渡しました

集団的自衛権行使のための違憲立法に反対 する愛知大集会&パレードに参加

9月5日（土）愛知県弁護士会主催の「集団的自衛権行使のための違憲立法に反対する愛知大集会&パレード」に、会員、役員、事務局員らが参加しました。

白川公園から、錦コースと矢場町コースに分かれてパレード。名古屋北部民商は、矢場町コースに参加し、買い物中の若者や家族連れに向かって「違憲立法に異議あり！」とコールし、戦争する国反対をアピールしました。



中小企業法務プラス！ワンポイント

民法改正の動き ～中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（2）～

前回に引き続き、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の改正ポイントについて確認したいと思います。前回の復習をすると1つ目の改正ポイントは、遺留分特例制度の対象範囲の拡張です。改正ポイントの2つ目は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構といいます。）による事業承継サポートの強化です。中小機構は、事業承継に関して、経営者や後継者等に対して必要な助言等のサポートが行えるようになります。中小機構のHPを見ると、すでに、事業承継用のセミナーなどが開催されているようです。

次に、改正法の2つ目は「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」です。上記のように、内容面として①中小機構による事業承継サポート機能の強化がなされる他、②中小機構の共済加入の手続きの簡素化が図られるなど手続き面も改定がされる予定です。

最後の改正法は「小規模企業共済法」です。個人事業者や役員等が廃業・退職した後の生活の安定等を図るための小規模企業共済制度が見直されます。①まず、個人事業者が親族内で事業承継をした場合や65歳以上の役員が退任した場合の共済金が引き上げられる予定です。また、共済制度の利便性の向上を図るため、企業の経営状態に応じて掛け金を柔軟に変更できるようになります。

企業にとって、事業承継はいつかは来る重要な問題です。いざというときに備えてサポートを受けられる準備をしておきたいところです。

2015年9月 弁護士 新山直行（名古屋北法律事務所）

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**